

この書類は、お子様のマイナンバーカードの申請書です。出生届と併せて申請する場合にのみ使用するものです。
出生届と併せてこの申請書を窓口まで提出いただくことで、顔写真が省略されたマイナンバーカードが速やかに発行され、住所地または④に記載された宛先へ転送不要で簡易書留等により郵送されます。

マイナンバーカードの発行をお急ぎの方は、裏面「記載の見本」を参考に、事前に記載いただき、必ず出生届と併せて届出先市区町村窓口へ提出ください。

申請方法の詳細は、横浜市ウェブページで御案内していますので、右の二次元コードからアクセスください。

1歳未満のお子様のマイナンバーカードについて

＜マイナンバーカードの申請に関するお問合せ先＞

お住まいの区の区役所戸籍課登録担当（電話番号・メールアドレスはウェブページから御確認ください。）
※横浜市外に住民登録されている方は、住所地市区町村へお問合せください。



この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛

(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

申請にあたり、以下について記入してください。

- ☒氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです
- ☒住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

(お子様の)氏名

①利用者証明用電子証明書暗証番号					☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない				
②住民基本台帳用暗証番号【必須】					③券面事項入力補助用暗証番号【必須】				
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】									
⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由									
⑥連絡先電話番号【必須】									

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。
利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。
※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字（代替対象文字）は、代替文字に置き換わります。
代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村へその旨を申し出てください。

●記載いただく事項について●

・お子様の氏名と①(※)、②、③、⑥は必ず記載ください。

(※)利用者証明用電子証明書の発行を希望されない方は、①の暗証番号を記載せず右欄にチェックください。チェックされますと、健康保険証として利用できません。

・①、②、③はカードに設定する数字4桁の暗証番号です。3つとも同じ番号を設定いただくことも可能です。

・こちらの書類は出生届を提出後、返却されませんので、暗証番号はお忘れないようお控えください。

<記載の見本>

地方公共団体情報システム機構 宛
(出生届の届出地市区町村長 宛)

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

(お子様の)氏名

横浜 太郎

申請にあたり、以下について記入してください。

☒氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです

☒住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

☐ 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない

①利用者証明用電子証明書暗証番号

1

2

3

4

②住民基本台帳用暗証番号【必須】

1

2

3

4

③券面事項入力補助用暗証番号【必須】

1

2

3

4

④個人番号カード送付先

【住所地以外への送付を希望する場合】

《※住所地以外で受取りを希望される方は記入ください 例) 〒×××-×××× 東京都〇〇区～》

⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由

《※④を記入された方はその理由を記入ください 例) 里帰り出産で住所地を不在のため》

⑥連絡先電話番号【必須】

080-××××-××××

※諸事情により住所地での受取りが難しい方へ

必須事項のほか④、⑤も記入ください。送付物の宛名にお子様の氏名が表記され、転送不要郵便として発送されます。確実にお受取りできることを郵便局へ事前に御確認ください。

(注)

①利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号です。

利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。

②住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。

③個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。

④個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)は、代替文字に置き換わります。

代替文字を変更したい場合は、個人番号カードの交付後に、住所地市区町村へその旨を申し出てください。